北 区

# 専門相談窓口・連絡先

## 北区障害者福祉センター事業係　機能訓練室

（北区中十条1-2-18　北区立障害者福祉センター内）

Tel.03-3905-7121

（月～金　９時～17時　土・日・祝日・年末年始を除く）

＜主な実施事業＞

**高次脳機能障害訓練（年４回・区ニュース等で募集）**

※北区在住でおおむね40～64歳の方（軽度の若年性認知症と診断された方も対象）

その他詳細はお問合せください

（水・木曜日、作業療法士・言語聴覚士による個別・グループ訓練）

**電話・来所相談（随時）**

※北区在住・在勤で18歳以上のご本人・ご家族、関係者等のご相談

**専門相談（事前予約制・公認心理師による相談）**

**専門医相談（事前予約制・訓練生対象）**

**講演会**

**家族会**

**高次脳機能障害訓練卒業生との交流会**

**生活の安定や、復職・就労に向けて関係機関との連携**

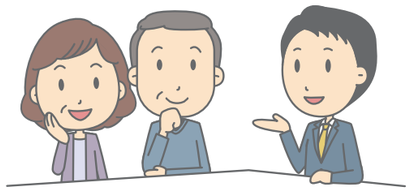

**東京都心身障害者福祉センター**

Tel.03-3235-2955（月～金　９時～12時、13時～16時、祝日・年末年始を除く）

**電話相談**

※就労準備支援プログラム（15歳～65歳未満）

※社会生活評価プログラム（15歳～65歳未満）

とうきょう高次脳機能障害インフォメーション　検索

高次脳機能障害の方は、外見からは障害が分かりにくいため、周囲からの理解が得られにくく、脳損傷の部位や重症度により、現れる症状は様々で個人差が大きい障害です。

ご本人に合わせたサービスや制度をご利用いただくために、何に困っているか、今後の生活でどうしていきたいかなど、まずはご相談ください。

東京都高次脳機能障害支援普及事業（専門的リハビリテーションの充実事業）
区西北部（豊島区・北区・板橋区・練馬区）地域リハビリテーション支援センター
地方独立行政法人　東京都立病院機構　東京都立豊島病院　編集・発行
（〒173-0015　東京都板橋区栄町33-1　Tel.03-5375-1234　患者･地域サポートセンター　高次脳機能障害支援　相談窓口）

令和６年９月

北 区

高次脳機能障害のある方の手続リーフレット

# 頭部外傷・脳血管障害を発症されたご本人・ご家族の方へ

病気や事故などの後遺症でこれまでできていた事ができなくなったり、能力が低下してしまった方はいませんか？

**手続の流れ、経済面や支援制度などの社会保障にはこんな制度があります。**

# 困った時は、ここに相談！

発病・受傷

## 【医療費・所得補助】

### ●高額療養費

医療費自己負担（差額ベッド料や食事代を除く。）のうち、月ごとに限度額を超えた分が手続により後日戻ってくる制度です。

| 国民健康保険加入者 | 後期高齢者医療加入者 | 他の医療保険加入者 |
|---|---|---|
| ↓ | ↓ | ↓ |
| 区民部国保年金課国保給付係<br>Tel.3908-1132 | 区民部国保年金課高齢医療係<br>Tel.3908-9069 | 所属する保険組合 |

### ●限度額適用認定証の交付

長期間の入院や高額な医療費が継続的にかかる場合は、あらかじめ「限度額適用認定証」を申請し、医療機関に提示することにより、高額療養費相当額の医療機関の窓口負担を軽減することができます。

| 国民健康保険加入者 | 他の医療保険加入者 |
|---|---|
| ↓ | ↓ |
| 区民部国保年金課国保給付係<br>Tel.3908-1132 | 所属する保険組合 |

### ●限度額適用・標準負担額減額認定証の交付

世帯全員が住民税非課税の場合、「限度額適用・標準負担額減額認定証」を申請し、医療機関に提示することにより、自己負担限度額や入院時に支払う食事代などが減額されます。

| 国民健康保険加入者 | 後期高齢者医療加入者 | 他の医療保険加入者 |
|---|---|---|
| ↓ | ↓ | ↓ |
| 区民部国保年金課国保給付係<br>Tel.3908-1132 | 区民部国保年金課高齢医療係<br>Tel.3908-9069 | 所属する保険組合 |

### ●交通事故（自動車損害賠償責任保険）

交通事故など第三者行為によって怪我をした時は、原則として医療費などは加害者が負担するべきものですが、国保や後期高齢者医療で治療が受けられる場合もあります。国保や後期高齢者医療を使って治療を受けた時は、国保や後期高齢者医療が一時立替え、後で国保や後期高齢者医療が加害者から返してもらうことになります。そのため、示談などにより加害者から治療費を受け取っていると使えなくなるので注意ください。

| 自動車賠償責任保険の場合 | 国民健康保険の方 | 後期高齢者医療の方 |
|---|---|---|
| ↓ | ↓ | ↓ |
| 自動車賠償責任保険会社 | 区民部国保年金課国保給付係<br>Tel.3908-1132 | 区民部国保年金課高齢医療係<br>Tel.3908-9069 |

### ●労働者災害補償保険

業務中や通勤途上の事故と認められた場合、適用される制度

↓

勤務先（総務部など）

概ね
6ヵ月後

### ●傷病手当

病気や怪我で休職中の方とそのご家族の生活を保障するための制度

| 保険者が全国健康保険協会 | 保険者が健康保険組合 | 保険者が共済組合 |
|---|---|---|
| ↓ | ↓ | ↓ |
| 協会けんぽの都道府県支部 | それぞれの健保組合 | それぞれの共済組合 |

### ●自立支援医療

事故や病気に伴う精神障害により継続的に精神科通院治療が必要な場合、
医療費の自己負担が原則１割になる制度

| ↓ | ↓ |
|---|---|
| 福祉部障害福祉課王子障害相談係<br>Tel.3908-1359 | 福祉部障害福祉課赤羽障害相談係<br>Tel.3903-4161 |

### ●介護保険サービス

65歳以上の方又は40歳～65歳未満の方で脳血管疾患などの特定疾病により
要支援・要介護状態になった方

↓

各地域包括支援センター（高齢者あんしんセンター）

### ●障害者手帳

精神障害者保健福祉手帳又は身体障害者手帳を取得できる可能性があります。
手帳を取得することで様々なサービスを利用しやすくなります。

| ↓ | ↓ |
|---|---|
| 福祉部障害福祉課王子障害相談係<br>精神手帳　Tel.3908-1359<br>身体手帳　Tel.3908-9081 | 福祉部障害福祉課赤羽障害相談係<br>Tel.3903-4161 |

### ●障害福祉サービス

障害支援区分の認定結果により家事援助や施設利用などの
サービスが受けられます。

| ↓ | ↓ |
|---|---|
| 福祉部障害福祉課王子障害相談係<br>Tel.3908-1358 | 福祉部障害福祉課赤羽障害相談係<br>Tel.3903-4161 |

概ね１年
６ヵ月後

### ●障害年金

障害を負った時に加入していた年金の種類によって、受給される年金が異なります。

| 発症・受傷時に国民年金に加入されていた方 | 発症・受傷時に厚生年金に加入されていた方 |
|---|---|
| ↓ | ↓ |
| 区民部国保年金課国民年金係<br>Tel.3908-1138 | 勤務地の年金事務所 |

障害の程度や年齢などにより、利用できるサービスは異なります。サービスの利用には、必ず各窓口で申請をする必要があります。住み慣れた地域で自分らしく、いきいきとした生活を送るため、いろいろな地域サービスや支援を利用して生活をしていきましょう！

ご不明なこと、わからないことは、裏面の相談支援機関にご連絡・相談ください。